

うきは市農業委員会第15回総会議事録

[開催日時] 令和4年5月10日(火)午後1時30分から

[開催場所] うきは市役所 3階 大会議室

[議事日程]

議案第1号 農地法第5条の規定による計画変更申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第3号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第4号 土地改良届について

(出席委員)

会長 16番 佐々木 芳幸

会長職務代理人 15番 中村 稔

委員 1番 樋口 健次 8番 高浪 眞次
2番 佐々木 光則 9番 樋口 美智子
3番 後藤 一善 10番 家永 学
4番 園田 忠行 11番 尾花 里美
5番 森 和正 12番 堀江 清成
6番 内山 良江 13番 佐藤 和弘
7番 後藤 義道 14番 日野 吉光

(農業委員会職員)

事務局長 高山 靖生 係長 久保田 和弘 主事 杉 真

局長 只今より第15回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致します。

議長 本日の議事録署名人は1番委員と2番委員です。よろしく申し上げます。

議長 それでは議案審議に移りたいと思いますが、今回申請があっている案件のうち議案第1号と議案第2号-4、それに議案第4号-12が関連の案件となっています。事務局より一括で説明をお願いしたいと思いますが、よろしいですか？

委員一同 異議無し。

議長 それでは関連の議案、議案第4号-12、議案第1号、議案第2号-4の順で事務局より説明をお願いします。

(議案4号-12、議案第1号、議案第2号-4上程)

事務局 (議案4号-12、議案第1号、議案第2号-4説明・朗読)

事務局 本件につきましては、事務局からの説明のみとさせていただき、担当委員からの説明は省略させていただきます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

13番 先程3件の申請について説明がありましたが、もう一度それぞれの申請内容について説明をお願いします。

議長 事務局よりもう一度説明をお願いします。

事務局 まず、議案第4号-12、農地法第3条に基づく所有権移転申請ですが、現在の土地所有者である株式会社アースファームから株式会社M.Factoryへの所有権移転の申請です。次に議案第1号、農地法第5条の規定に基づく事業計画変更申請ですが、現在の発電事業者である株式会社ヒラカワエナジーホールディングスから株式会社クレールへの事業承継の申請になっております。最後に議案第2号-4、農地法第5条に基づく一時転用許可申請ですが、株式会社M.Factoryの所有する農地を株式会社クレールが借り受ける形で営農型太陽光発電事業を行う申請です。

13番 事業計画変更の申請も必要なのですか？

事務局 現在のヒラカワエナジーの許可期間が令和4年6月22日までとなっていますので、その期間を待たずに事業主体が変わるのであれば事業計画変更申請も必要であると県より指示があります。

議長 ほかに意見などは。

1番 この営農型太陽光発電の申請ですが、当初の申請時に審議にかかわった一人ですのによく覚えています。計画は立派なものでしたが蓋を開けてみるとやっぱりこうなったかという感じです。当時からほんとにできるのかという意見ありました。何回も審議を重ねてこれ以上止めることができないだろうというこ

ろで許可相当という決定になったところでした。そういう経緯を知っているだけに、新しい農業者が同じような計画でしますと行ってきても本当に大丈夫だろうかという思いがあります。これは私だけでなくここにおられる委員のかた皆が思っておるのでないかと思います。

事務局 確かに1番委員のおっしゃるとおり、同じような結果になってしまうのではないかという危惧もあると思います。ですが今現在、ヒラカワエナジー及びアースファームは営農しているとは言えない状態です。そういう中でここを引き受けて農業をやっていくという方が手をあげております。そういった部分も含めて委員の皆様には審議をお願いいたします。

3番 作物はネギということですが、これはどういう理由で選定したのですか？

事務局 この申請人が栽培実績がある作物ということで選定しているとのこと。太陽光パネルの下でも生産可能とのデータもあり、ほかの自治体でも実績があるようです。

14番 発電事業者はそのままに、下部の農地の営農者だけ変更することはできないのですか？

事務局 この営農型太陽光発電というしくみですが、あくまでも下部の農地での営農が前提ですので、下部の農地が営農継続できなくなったのであればその事業自体が成り立たない、共倒れとなる形です。仮に発電事業者はそのままよいということを経済委員会が認めた場合、3年ごとの更新の際に営農者ばかり変わってしまうという事態が発生してしまいます。ですので不可能だと県の担当者より指示を受けていたところでした。

議長 この申請地につきましては、目立つ所でもありますし委員の皆様にはいろいろ思いがある方もおられると思います。ですが申請が上がっている以上、農業委員会としての意見を決定しなくてはなりません。仮にこれを否決して、その後状況が改善されるのかという話でもあります。それでは採決に入ります。まず議案4号-12に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数ということで許可とします。続いて議案第1号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数とし、県の方に進達します。最後に議案第2号-4について賛成の方は挙手を求めます

議長 賛成多数という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 それでは改めて、議案書に沿って議案2号-1を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2号-1上程)

事務局 (議案第2号-1説明・朗読)

議長 この案件につきましては分科会長が担当委員でもありますので一括して意見を

求めます。

分科会長 先程事務局から説明のあった通りです。譲受人の妻の実家のすぐ近くに自宅を建設する計画です。特に問題等はないかと思しますので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第2号-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案2号-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第2号-2上程)

事務局 (議案第2号-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先程の説明の通りです。一部は既に譲渡人がコンテナをおいて倉庫としてつかっています。一部のみを駐車場にして貸す計画です。17台分確保するという計画ですが経営する店舗の来客が多いため必要とのこと。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

7番 先ほど分科会長も言われましたが、ここはぶどうのたね、たねのとなりという店があり週末や連休になると既存の駐車場がいっぱいになるほど観光客が来る所です。申請人が説明に来ましたが多い時には50台以上駐車スペースが必要になるそうです。そういう状態なので路上駐車等で周囲に迷惑をかけたといったことがあったため今回の申請に至ったと聞いております。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

13番 この申請の様に分筆しないで一部だけを転用するという申請も可能なのですか？

事務局 可能です。ただ転用許可後に地目変更しようとしても法務局が認めてくれない可能性があります。1筆の土地に複数の地目が混在している場合分筆して1つの土地に1つの地目となるようにしないと地目変更登記ができない可能性があるため転用申請の際には転用部分を分筆の上で申請するよう窓口では指導をしています。

議長 他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第2号-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。
議長 引き続き議案2号-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第2号-3上程)

事務局 (議案第2号-3説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先程の説明の通りです。申請人が薪ストーブの設置や販売事業を行っておりその事業用地として父名義の土地を利用する計画です。山間地の農地で現在利用されていない農地ですので特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

8番 ここは女子尾とって小塩の最も奥、日田との境になる所です。先ほど分科会長も言われましたが譲受人は薪ストーブの販売をしています。もともと隣にあるハウスでキクラゲを生産していましたが平成24年の災害で施設が被災してできなくなっています。そのあとにこの事業を始めております。周囲の農地に影響などはないと思いますので特に問題ないかと考えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第2号-3に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 議案第2号-4は先に審議を行いましたので次に議案第3号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請をを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第3号上程)

事務局 (議案第3号説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先程の事務局の説明の通りです。自己用住宅を実家の隣に建設する計画で特に問題となる事項はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員として意見を述べさせていただきます。

16番 ここは山北の加茂神社のすぐ近く、吉広公民館の隣です。もともと市外に住んでいた申請人が帰ってきて現在実家にいるところ、新たに自己用住宅を建設するための申請です。計画では周囲の田の排水等に影響はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します

議長 続きまして議案第4号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第4号-1上程)

事務局 (議案第4号-1説明・朗読)

議長 それでは私が担当委員ですので意見を述べさせていただきます。

16番 譲渡人は年齢もあり管理が難しく、またこの土地も周囲を囲まれた農地で道路に面していませんので隣地の所有者である譲受人に渡すとのこと。譲受人は下限面積を満たしていませんが下限面積の例外規定ということではないかなと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第4号-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案第4号-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第4号-2上程)

事務局 (議案第4号-2説明・朗読)

議長 この案件も同じく私が担当委員ですので意見を述べさせていただきます。

16番 申請地は道の駅から北に向かったところです。譲受人が以前、別の方から隣接する農地を取得したのですがその話を聞いた譲渡人が「うちの分も買ってほしい」と話をしたそうです。譲受人には後継者もおりますしまあ大丈夫かなと思っています。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第4号-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案第4号-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第4号-3上程)

事務局 (議案第4号-3説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

8 番 先ほど事務局から場所の説明がありました、ここも大字小塩になるということで改めて小塩の範囲は広いなと思うところです。現地は一ノ瀬から上がって行って霊園近くのところです。現地は荒廃地になっています。ここで農業やっていくのか正直わからないところもありますが荒廃地を引き受けるということでやむを得ないかなと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

1 番 この方は安元病院の先生ですよね。実際作業とかはできるんですかね？

8 番 ああいう状態ですので当分の間は造園業者に作業委託する予定と聞いています。現地確認した際にも造園業者の車が止まっていました。

議長 他に質問はないでしょうか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第4号-3に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可とします。

議長 引き続き議案第4号-4を議案とします。事務局説明をお願いします。

(議案第4号-4上程)

事務局 (議案第4号-4説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

10番 申請地は若宮のマウンテンヒルの隣の農地です。譲受人は田として利用する計画と聞いています。営農拡大というところで皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

16番 売買後に転用とかそういう話は聞いていませんか？

事務局 聞いておりません。ですがそういうことが今後あるのではないかと委員の皆様も感じているかと思います。申請受付の際に事務局からも購入目的の確認と3年3作の話はしております。ただ比較的市街地に近い農地で基盤整備等も入っていない農地ですので将来的に転用されるのもやむなしかと考えています。

議長 事務局には申請受付の際にはきちんと取得目的や営農の計画等確認していただきたいと思います。ほかに質問ありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第4号-4に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数ということで許可とします。

議長 引き続き議案第4号-5を議案とします。事務局説明をお願いします。

(議案第4号-5上程)

事務局 (議案第4号-5説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

15番 譲受人は浮羽町在住ですが清瀬の方に田を持っています。水田の規模拡大のための購入と聞いています。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第4号-5に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可とします。

議長 引き続き議案4号-6を議案とします。事務局説明をお願いします。
(議案第4号-6上程)
(議案第4号-6説明・朗読)

事務局

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

5番 現所有者が管理できないので以前より管理を依頼していた譲受人へ渡すための申請です。問題ないかと思います。皆様のご審議をお願いいたします。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第4号-6に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可とします。

議長 引き続き議案第4号-7を議案とします。事務局説明をお願いします。
(議案第4号-7上程)
(議案第4号-7説明・朗読)

事務局

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

3番 経営移譲に伴う所有権移転贈与となっております。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-7に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可とします。

議長 引き続き議案2-8を議案とします。事務局説明をお願いします。
(議案2-8上程)
(議案2-8説明・朗読)

事務局

議長 こちらの案件も農業者年金の再設定ですので質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 8 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可とします。
議長 続きまして議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第 3 号上程)

事務局 (議案第 3 号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第 3 号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成とういことで許可とし、うきは市長に報告します。

議長 引き続き議案第 4 号 非農地判断（非農地証明願い）についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 4 - 1 ~ 4 上程)

事務局 (議案 4 - 1 ~ 4 説明・朗読)

議長 それでは分科会長の説明を求めます。

分科会長 (4 - 1) 当該地には柑橘類の木が 1 本植わっておりますが、肥培管理をされているような状況ではなく、南側に隣接する宅地の石垣も壊れて、当該地になだれ落ちてきていることから、非農地証明願いの申請が上がってきております。非農地と判断されれば、そちらの宅地の所有者に譲り渡すようです。

(4 - 2) 当該地の現況はコンクリート敷きとなっております、その上には車庫が建っております。課税も宅地課税となっておりますので非農地判断もやむを得ないかと思えます。

(4 - 3) 当該地の地目も現況も山林ですが、課税地目が農地となっている為、農地台帳に登載されております。今回、非農地と判断されれば正式に農地から除外した上で、知人に譲り渡すようです。

(4 - 4) 当該地につきましても課税地目は宅地と雑種地になっており、現況も農地の程をなしておりませんので、非農地もやむを得ないかと思えます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

9 番 (4 - 1) 先程の説明の通りです。やむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願います。

5 番 (4 - 2) 先程の説明の通りです。本人も農地とは知らずに倉庫を建ててしまったようです。やむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願います。

(4 - 3) 先程の説明の通りです。正式に農地台帳から除外した上で、知人に

譲渡するとの事でした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

(4-4) 財産整理をする際に当該地が農地という事が分かったようです。現況も農地とは言い難く、課税も農地課税ではないような状態ですので、やむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第4号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 それでは報告に入ります。事務局の説明をお願いします。

(報告1～3説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印